

	月 間	そ の 他
1月		
2月		
3月		
4月		○ 春の全国交通安全運動 (6日～15日)
5月	○ 薬物事犯取締活動特別強化月間	
6月	○ 不法就労・不法滞在防止のための 活動強化月間	
7月		
8月		○ 防災週間 (30日～9月5日)
9月		○ 秋の全国交通安全運動 (21日～30日)
10月	○ 拳銃取締活動特別強化月間	○ 全国地域安全運動 (11日～20日)
11月	○ 指名手配被疑者捜査強化月間	
12月		

1 日時

平成 24 年 11 月 20 日(火) 午前 8 時 50 分から午後 5 時 45 分まで

2 開催場所

警視庁術科センター (武道館及び射撃場)

3 競技方法

(1) 団体戦 (皇宮警察本部及び都道府県警察 48 チーム)

警察官の政令定数により 3 部※に分けて実施

※第 1 部 : 5,000 人以上、第 2 部 : 2,500 人以上 5,000 人未満、第 3 部 2,500 人未満

(2) 個人戦 (女性警察官のみ)

皇宮警察本部及び都道府県警察の代表者により実施

4 競技種目及び出場選手

(1) 団体戦

ア 逮捕術

同種試合 (徒手、警棒)、異種試合 (徒手対短刀、警棒対短刀又は警じょう)

イ 拳銃

制服警察官の部、私服警察官の部、センター・ファイア・ピストルの部

ウ 出場選手

区 分	逮 捕 術	拳 銃
第 1 部 (12 チーム)	7 人	5 人
第 2 部 (15 チーム)	6 人	4 人
第 3 部 (21 チーム)	5 人	3 人

※24 年から警察官増員に伴い「広島」が第 1 部へ昇格 (第 1 部 11→12 第 2 部 16→15)

(2) 個人戦

ア 逮捕術

女子個人戦 (ソフト警棒) 67 人

イ 拳銃

女子エア・ピストル 39 人

5 主な表彰

(1) 団体戦は、各部ごとに成績上位チームを表彰

(2) 個人戦は、個人戦及び拳銃団体戦の各競技種目の成績上位者を表彰

6 前回大会 (平成 22 年度) の優勝 (団体戦)

区 分	逮 捕 術	拳 銃
第 1 部	大阪府警察	警 視 庁
第 2 部	茨城県警察	岡山県警察
第 3 部	富山県警察	佐賀県警察

7 その他

(1) 昨年度は、東日本大震災に伴い、全ての警察術科大会を中止

(2) 大会当日午後 2 時 30 分から、庁内 C A T V チャンネル「220」で逮捕術大会の競技状況を放映予定 (衛生中継)

1 第45回全国少年補導職員等研修会

(1) 目的

少年の特性についての深い知識やカウンセリングなどの専門的な技能を有し、少年の立ち直り支援、触法少年に係る調査、被害少年に対する心のケアなど、少年の健全育成の中核を担う少年補導職員等に対して、知識及び技能の向上を図るもの。

(2) 開催期間

平成24年11月19日（月）から21日（水）までの3日間

(3) 内容

各都道府県警察の少年補導職員等47名を対象に、心理学の教授及び警察庁指定広域技能指導官による講義のほか、効果的な活動方策についての分科会討議等を行う。

2 皇太子殿下御接見

研修参加者は、11月20日（火）午後2時30分から、東宮御所において皇太子殿下御接見を賜り、参加者の代表2名が少年補導職員の活動状況について御説明を申し上げる。

なお、御接見は、天皇皇后両陛下が皇太子同妃両殿下であられた昭和49年（第7回研修会）から賜っており、平成に入ってから天皇皇后両陛下として御接見を賜り、平成16年からは現在の皇太子殿下の御接見を賜り、現在に至っている。（今回で39回目の御接見）

※ 少年補導職員の活動状況

【現状】

少年補導職員は、各都道府県警察の少年サポートセンターや警察署に配置されている警察職員であり、平成24年4月1日現在、全国の少年補導職員は1,017人となっている。

【活動状況】

○ 少年相談活動

少年等からの悩みや困りごとの相談に応じ、親身に指導・助言を行っている。

※ 臨床心理士等の各種資格を取得し、少年相談におけるカウンセリング等の業務に活用。

○ 街頭補導活動

繁華街や公園等において、関係機関やボランティア等と共同で喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行っている。

○ 広報啓発活動

学校で非行防止・薬物乱用防止教室等を実施するとともに、各種会合の機会を通じ非行情勢等について情報発信している。

○ 継続補導、立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて、面接・家庭訪問により指導・助言したり、各種体験活動（農業体験、料理教室、清掃活動等）を通じた居場所づくりへの参加を促すことなどによる立ち直り支援活動を行っている。

平成22年末以降、これらの少年に加え、かつて取扱いのあった非行に走りかねない状態にある少年に対し、警察側から積極的に連絡をとる「出前型」の立ち直り支援活動を推進している。

1 消費者安全調査委員会

(1) 消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律第77号）

- 生命又は身体の被害に係る消費者事故等（以下「生命身体事故等」という。）の原因を究明し、その再発・拡大の防止を図るための事故調査機関として、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を消費者庁に設置し、必要な調査権限を規定。
- 施行は平成24年10月1日。

(2) 業務

- 生命身体事故等の原因調査
- 他の行政機関等による調査結果の評価
- 発生・拡大防止のための提言

(3) 調査体制

あらかじめ任命されている有識者の専門委員（非常勤。現在8名）が、専門分野に応じ、調査事案ごとに指名され、調査に当たる。

(4) 生命身体事故等の原因調査における処分権限

報告徴収、立入検査、質問、物件提出要求・留置、物件保全要求・移動禁止、現場立入禁止（虚偽報告、検査忌避等に対する罰則あり。）

2 調査委員会との申合せ

(1) 目的

捜査と調査の円滑かつ的確な実施を期するため、これらの競合時における調整等、警察と調査委員会との協力に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 主な内容（別添参照）

- 捜査と調査の競合時に、調査委員会が立入検査等の処分を行う場合は、相互に調整を図ること。
- 調査委員会から資料の提供等の協力要請があったときは、警察は、支障のない限り応じること。
- 警察から捜査への協力の依頼があったときは、調査委員会は、支障のない限り応じること。

1 経緯

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。）の策定を受け、指針の認知度や指針に基づく企業防衛対策の取組状況を把握するため、平成20年から隔年でアンケート調査を実施しているもの。

2 調査主体

- (1) 全国暴力追放運動推進センター
- (2) 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
- (3) 警察庁刑事局組織犯罪対策部

3 調査の方法（無作為抽出、回答率28.9%）

- (1) 調査期間 : 平成24年7月
- (2) 調査対象 : 全国の企業10,000社

4 主な調査結果

- (1) 過去5年間に不当要求を受けたことがある企業は、前回調査時の14%から11.7%へと減少（別添表1）。
- (2) 指針を知っていた企業は、43.5%から77.4%へと増加（別添表2）。
- (3) 反社会的勢力による被害防止のための取組みを行っている企業は、30.8%から61.5%へと増加。被害防止のための取組みを行っている企業のうち契約書等への暴力団排除条項を導入（導入する予定がある企業を含む。）している企業は、66.8%から79.8%へと増加。暴力団排除条項を導入している企業のうち同条項を活用して契約等を解除したことがある企業は9.5%（別添表3、4、5）。
- (4) 暴力団排除条例を知っていた企業は88.8%で、うち同条例は効果があると回答した企業は63.3%（別添表6、7）。
- (5) 警察の暴力団情報提供制度を知っていた企業は59.3%、情報提供の依頼をしたことがある企業は12.1%（別添表8、9）。

5 今後の対策

前回調査と比較して、指針の認知度や被害防止のための取組み等が大幅に向上しているものの、大規模企業に比べ、個人事業主や小規模企業の取組みが遅れているなどのばらつきが見られることから、引き続き関係省庁と緊密に連携し、業界団体等へ働きかけていく必要がある。

1 開催日及び場所

日程：平成24年11月6日（火）から8日（木）まで

場所：イタリア共和国・ローマ市

2 参加国

170カ国・地域（約1,000名）。我が国からは、国際捜査管理官ほかが出席

3 会議の概要

(1) 2013年事業計画及び予算

2013年事業計画及び予算案が採択された。

(2) シンガポール総局の設立準備

シンガポール総局（INTERPOL Global Complex for Innovation:シンガポールに置かれるICPO事務総局の新拠点で、サイバー犯罪対策等新しい機能を担う内部組織）の設立準備状況について報告がなされた。

(3) 執行委員会選挙

ICPO副総裁に、河合警察大学校組織犯罪対策教養部長兼官房付が当選した（任期3年）。

(4) 総会開催地

第83回総会（平成26年）をモナコにおいて開催することとされた。

※ 昨年総会において、第82回総会の開催地はコロンビア（カルタヘナ）に決定済み

公安委員会 説明資料No. 7	安全で快適な自転車利用環境創出 ガイドラインについて	平成24年11月15日 交通規制課
--------------------	-------------------------------	----------------------

<p>1 経緯等</p> <p>国土交通省と警察庁で共催した「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」から本年4月5日に受けた提言を踏まえ、国土交通省と連携して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定したものの。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ これまでの経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車利用環境ガイドブック」の策定（平成19年10月） 道路管理者及び警察が自転車道等を整備する上で必要な基礎知識等を取りまとめ ○ 自転車通行環境整備モデル地区事業（平成20年1月～） 国土交通省と警察庁が共同で全国98地区においてモデル地区事業を実施 ○ 「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」の開催（平成23年11月～24年3月 計4回開催） モデル地区事業の評価・検証を踏まえた提言を取りまとめ </div> <p>2 ガイドラインのポイント</p> <p>(1) 自転車通行空間の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車ネットワーク計画の作成手順を提示 ・ 速度や交通量等に応じた整備形態の選定の考え方を提示 <p>(2) 自転車通行空間の設計</p> <p>交差点部における設計（自転車通行空間の直進性の確保等）の考え方等を提示</p> <p>(3) その他</p> <p>利用ルールの徹底や自転車利用の総合的な取組についての提示</p> <p>3 今後の予定</p> <p>本ガイドラインを踏まえ、道路管理者と連携して自転車通行環境の整備等を一層推進する。</p>	<p>I-1～</p> <p>I-14</p> <p>II-29～</p> <p>II-60</p> <p>III-1～</p> <p>IV-18</p>
--	---

(※ 別紙省略)